

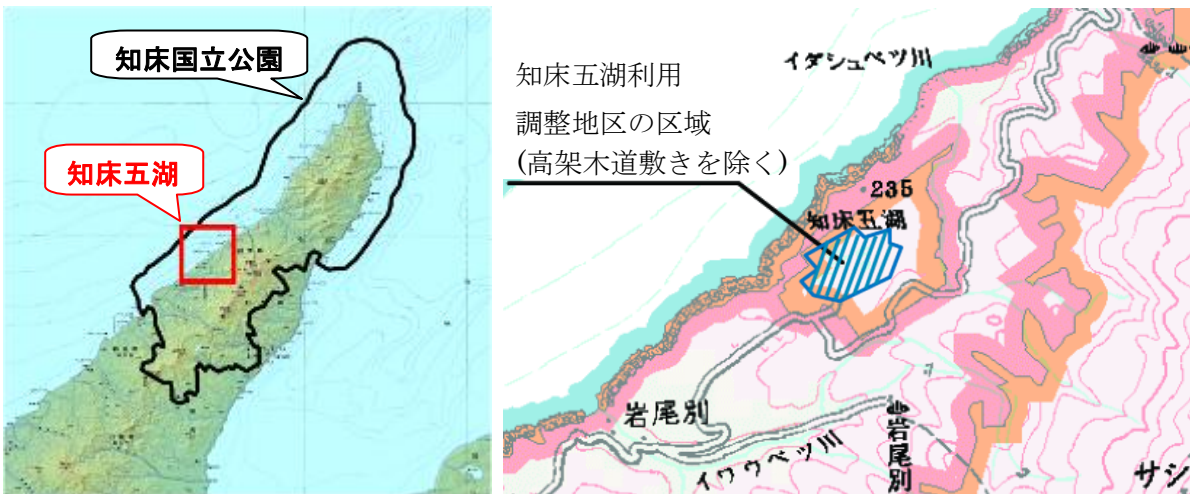
知床国立公園知床五湖利用調整地区の告示内容変更について

1. 知床五湖利用調整地区について

知床国立公園内知床五湖では、近年、利用者の集中等により歩道の荒廃及び歩道の踏み外しによる周辺植生の踏み付けや裸地化が見られる他、不特定多数の利用者とヒグマのあつれきも生じています。このため、利用者の集中による自然環境への負荷、利用マナーの低下などへの対策として、利用の量のコントロールと質の改善を促進することが必要であり、国立公園の公園計画に基づき利用調整地区が指定されました。そして、平成23年4月1日から、告示により、①利用調整を行う期間、②利用者の人数の範囲、③利用できる期間、④注意事項、⑤立入りの基準、⑥立入り認定手数料が定められました。

具体的には、毎年5月10日から7月31日までをヒグマと人の軋轢の解消のため（例年春から初夏はヒグマが知床五湖地区を頻繁に利用する時期であり、ヒグマと利用者のあつれきを最小限とするためには、利用者の量と行動を十分にコントロールする必要があるため。）、8月1日から10月20日までを植生保護のため、それぞれ利用調整を行う期間とし、平成23年度から運用を開始しました。

- ・ 知床五湖利用調整地区 北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部 56.4ha（特別保護地区）



知床五湖利用調整地区の位置及び区域



知床五湖利用調整地区の状況

知床五湖利用調整地区における
地上歩道と高架木道の位置関係

高架木道は、利用調整地区には含まれないため、利用調整は行われません。

2. 利用調整の変更の背景

当初、知床五湖では、例年5月上旬まで積雪が残るため、利用者数は非常に少ないものと想定されたため、利用調整をする期間の開始日を5月10日としていました。しかし、平成23年4月から5月上旬にかけての歩道の状況を調査したところ、1時間あたりの利用者数が300人を超える時間帯があり、木道を設置していない区間においてはぬかるみにより歩道が荒廃する可能性があることが確認されました。

このため、環境省釧路自然環境事務所及び関係機関・団体が対応について協議し、その結果、毎年4月15日から5月9日までの期間についても、植生保護のため利用調整を行うべきという結論に達しました。



ぬかるむ歩道の様子

3. 告示の改正の内容

新たに、植生の保護を目的として、4月15日から5月9日までの期間についても、新たに利用調整をする期間に加えることとしたことから、次の関係告示について改正を行います。

(1) 知床国立公園知床五湖利用調整地区について立入りに際し環境大臣の認定が必要な期間を定める件（平成22年10月環境省告示第59号）の一部改正

利用調整を行う期間の開始日を、毎年5月10日から4月15日に改めます。これにより、利用調整を行う期間は、「毎年5月10日から10月20日まで」から「毎年4月15日から10月20日まで」に変更になります。

(2) 知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件（平成22年10月環境省告示第60号）の一部改正

新たに利用調整を行う期間（毎年4月15日から5月9日まで）について、一日当たりの利用者の人数の上限及び一時間当たりの新たに立ち入る利用者の人数の上限（※）を次のとおり設定します。

- ・一日当たりの利用者の人数の上限 3,000人
- ・一時間当たりの新たに立ち入る利用者の人数の上限 300人

※この人数の上限は、植生保護のため利用調整を行う8月1日～10月20日までの期間と同じ人数としています。「一日当たりの利用者の人数の上限 3,000人」については、知床五湖地区において植生の荒廃が顕著に見られるようになる前（平成16年度以前）の一日当たりの利用者数の上限を基本的考え方としています。また、「一時間当たりの新たに立ち入る利用者の人数の上限 300人」については、大人数が利用することにより生じる植生への悪影響を防止し、静寂な利用環境を維持することができる規模を基本的考え方としています。

（3）知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（平成22年10月環境省告示第62号）の一部改正

知床五湖利用調整地区を利用する際の注意事項の10項目（※）のうち、植生保護のため利用調整を行う8月1日から10月20日に適用していた注意事項「ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返す等、速やかに避難すること。」については、新たに利用調整を行う期間（毎年4月15日から5月9日まで）も適用します。

※注意事項（下線部は今回変更部分）

- 一 知床国立公園知床五湖利用調整地区（以下「利用調整地区」という。）への立入りの前に、知床五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講していること。
- 二 利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及び土壌の除去に努めること。
- 三 利用調整地区内に食品（気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。）を持ち込まないこと。
- 四 利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。
- 五 湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 六 歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入りが制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 七 北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 八 他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難すること。
- 九 毎年利用調整を開始する日から5月9日まで及び8月1日から利用調整を終了する日までの期間において、ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返す等、速やかに避難すること。
- 十 環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員の指示に従うこと。

（4）知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準を定める件（平成22年10月環境省告示第63号）の一部改正

毎年5月10日から7月31日のヒグマと人の軋轢の解消のために利用調整を行う期間については、知床五湖利用調整地区独自の立入り認定基準として、「知床国立公園知床五湖利用調整地区の区域内へ毎年利用調整を開始する日から7月31日までの期間内に立ち入るため自然公園法（昭和32年法律第161号）第24条第1項又は第7項の認定を受けようとする者

が、当該利用調整地区内においてヒグマへ対処する技術を有すると北海道地方環境事務所長が認めた者であること。」を定めています。

今般、利用調整を開始する日が4月15日となることに伴い、当該基準のうち、「毎年利用調整を開始する日から7月31日までの期間」を「5月10日から7月31日までの期間」に改めます。

(5) 知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件（平成22年10月環境省告示第64号）の一部改正

新たに利用調整を行う期間（毎年4月15日から5月9日まで）について、立入認定の手数料の額は、250円とします。また、監督者の監督の下で立ち入る場合の立入認定の手数料は、250円と、250円に監督者の監督の下に立入人数を乗じた額とを、合計した額とします。

これらは、いずれも、植生保護のため利用調整を行う期間としている8月1日から10月20日までの期間と同額です。

(参考1)

上記(1)から(5)の改正内容等を表にまとめると以下のようになります。

利用調整を行う期間		4月15日～5月9日	5月10日～7月31日	8月1日～10月20日
目的		植生保護	ヒグマと利用者との軋轢の解消	植生保護
1日あたりの利用者の人数の上限		3,000人	300人	3,000人
1団体あたりの利用者の人数及び同時に滞在できる団体の数の上限		定めない	11人及び8団体	定めない
1時間あたりの新たに立入る利用者の人数の上限		300人	定めない	300人
注意事項 第九		「ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返す等、速やかに避難すること。」	適用されず	「ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返す等、速やかに避難すること。」
知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準		なし	自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十四条第一項又は第七項の認定を受けようとする者が、利用調整地区内においてヒグマへ対処する技術を有する者であること。	なし
立入りの認定手数料	令第三条第一号の規定に基づき、環境大臣が定める額	250円	500円	250円
監督者とその監督の下に立入る場合の認定手数料	令第三条第三号イの規定に基づき、環境大臣が定める額	250円	500円	250円
	令第三条第三号ロの規定に基づき、環境大臣が定める額	250円	500円	250円
※新たに利用調整を行う期間				

(参考2)

上記(1)～(5)の他、1回の立入認定により知床五湖利用調整地区に滞在できる期間（知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が利用調整地区ごとに定める期間を定める件（平成22年10月環境省告示第61号））が「1日以内（日帰り）」と定められていますが、これについては、変更はありません。